

無権代理と相続 H05-02-4 ≪#310≫

【問】 正誤をつけよ。

Aの子BがAの代理人と偽って、Aの所有地についてCと売買契約を締結した。Aが死亡してBがAを単独で相続した場合、Bは、Aが売買契約を追認していなくても、Cに対して当該土地を引き渡さなければならない。

≪ポイント≫ 無権代理人が本人を単独相続した場合

本人が自ら法律行為をしたのと同様の法律上の地位が生じる(当然に有効な法律行為になる)

⇒ 追認を拒絶することはできない (最判昭 40.6.18)

【答え】 正しい